

# 申告はお早目に

申告期間▼

2/16<sup>㊤</sup> ~ 3/15<sup>㊤</sup>

## 町民税・県民税申告について

受付時間 9時~15時  
番号札配布時間 8時30分~15時

### 町民税・県民税申告受付日程表

日程	対象地域	申告会場
2月	16 木	西地区
	17 金	
	19 日	
	20 月	西地区
	21 火	
	22 水	
	24 金	
	27 月	
28 火	中央地区	
3月		1 水
		2 木
		3 金
6 月		東地区、南地区、泉地区
7 火		
8 水		
9 木		
10 金		
13 月	東地区、南地区、泉地区	
14 火		
15 水		

※番号札の配布は、混雑状況により15時よりも前に終了する場合があります。  
※施設の安全上、番号札の配布時間前の来場はご遠慮ください。  
※指定された期間(対象地域)に都合が合わない方は、申告期間中であれば随時会場にて受付します。その場合の電話連絡は不要です。  
※期間中、税務課窓口での申告受付は行っていません。  
※2月19日(日)は混雑が予想されますので、ご了承ください。

## 申告に必要なもの

- ①「マイナンバーカード(番号確認と身元確認)」または、「通知カードまたは個人番号記載の住民票(番号確認)+運転免許証、健康保険証など(身元確認)」
- ②給与所得者、公的年金所得者は「源泉徴収票」
- ③事業所得者、不動産所得者は「収支内訳書」など(記入済みのもの)
- ④社会保険の「領収書」(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険に加入の方は「所得申告参考資料」、国民年金等に加入の方は「社会保険料控除証明書」など)
- ⑤生命保険料や地震保険料の「控除証明書」
- ⑥障がい者の方は「障害者手帳」または「障害者控除対象者認定書(P10参照)」など
- ⑦学生は「学生証」
- ⑧医療費控除を受ける方は、「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」
- ⑨その他、「控除関係書類」
- ⑩申告者本人名義の口座番号のわかるもの(所得税還付の場合)

## 地区について

◇西地区	◇中央地区	◇東・南・泉地区
下高野、下野、茨島、大島、高野台東1~2丁目、高野台南1~5丁目、高野台西1~6丁目	大字杉戸、杉戸1~7丁目、内田1~4丁目、大字清地、清地1~6丁目、大字倉松、倉松1~5丁目、本島	遠野、広戸沼、佐左工門、並塚、才羽、深輪、屏風、椿、大塚、北蓮沼、堤根、本郷、木津内、宮前、目沼、鷺巣、木野川

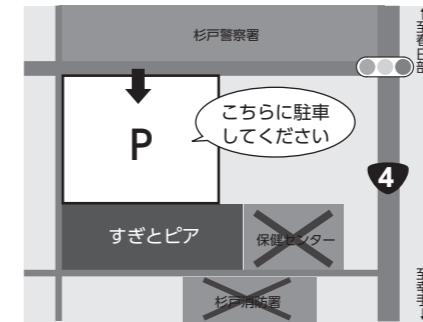
## 申告会場のご案内

コロナ禍において申告会場の変更を検討した結果、今年度から「すぎとピア」1会場のみで申告受付を行います。申告受付日程の詳細については、左記「町民税・県民税申告受付日程表」をご覧ください。

### 申告会場(1会場のみ)



※西公民館では実施しませんのでご注意ください。



### すぎとピア会場駐車場について

お車での来場の際は、すぎとピア裏手にあります駐車場をご利用ください。(保健センター、杉戸消防署の駐車場は利用できません。)

## 郵送による申告で待ち時間なし

町民税・県民税の申告書を自宅で記入し、郵送すれば、会場で待つことなく申告が終了します。新型コロナウイルス感染拡大防止および申告会場混雑緩和のため、ぜひ、郵送による申告をご利用ください。

### ▼申告手順

- ①申告書を記入
- ②必要書類をコピーし同封
- ③ポストへ投函



■お手元に申告用紙がない場合は、税務課窓口または町ホームページでお取りいただけます。

## 申告会場でマイナンバーカード申請のお手伝いをします!

問合せ 町民課 住民・戸籍担当 内線459・254

マイナンバーカードの取得を希望の方に、職員が申請に必要な顔写真を無料で撮影し、マイナンバーカードの申請をサポートします。

日時 2月19日(日) 9時~15時  
場所 すぎとピア 多目的ホール前  
対象 町内に住民登録がある方(15歳未満、成年被後見人の場合は法定代理人の同行が必要です)

持ち物 ①マイナンバーカード交付申請書(QRコード付き) ②本人確認書類  
※①がお手元ない場合は、当日会場にお持ちしますので、2月17日(金)17時までにお電話でご連絡ください。  
※申請から交付までは1か月程度かかります。受取場所は、町民課になります。

## 所得税の確定申告について

町民税・県民税申告会場では、簡易な所得税の申告も受付しています。ただし、右記の内容の申告は受付できません。直接、春日部税務署へ確定申告してください。

- ◆確定申告書の(控)に収受印が必要な方
- ◆土地・建物・株式等を売った場合の譲渡所得などの分離課税となる申告
- ◆青色申告 ◆損失申告 ◆令和3年分以前の申告
- ◆雑損控除 ◆住宅借入金等特別税額控除(初年度)
- ◆外国税額控除 ◆死亡した方の準確定申告 など

## 「所得税の確定申告」と「町民税・県民税の申告」の違い

毎年1月1日から12月31日までの1年間すべての収入を、翌年の3月15日までに申告することはどちらも同じです。  
所得税の確定申告書を提出した場合は、原則として町民税・県民税(個人住民税)の申告書を提出したとみなされます。

	所得税の確定申告	町民税・住民税の申告
申告を基に計算される税目等	所得税を確定し、源泉徴収や予定納税で納めた所得税を精算する。 国税	申告内容が町県民税(個人住民税)の課税資料となる。税額決定後、納税通知書が交付される。 地方税
申告先	申告時の住所地を所管する税務署	令和5年1月1日の住所地である市区町村